

イスラーム世界とマイノリティ

——「イスラーム的」共生構造をめぐって——

はじめに

イスラーム圏のマイノリティの問題が何故重要な課題になるのかと疑問を持たれる方がいらっしゃるかもしれません。しかし今日の世界は、地域統合やNGO等、国家を越えた繋がり的重要性が盛んに言われる一方で、異なる宗教・文化を持った民族間での紛争が激化している状況にあります。環境問題に端的にあらわれているように、異文化の人間諸集団が限られた地球という環境でいかに共存していくのかということは、今後の私たちにとって解決しなければならぬ緊急課題になっております。その意味では歴史学を始め、人文社会科学の様々な諸学問もこの問題を避けては通れないでしょう。現在の政治経済システムの中で民族問題が激化しているの、近代国民国家出現以前のシステムでは異文化集団がどのように共存していたのかが研究関心の一つとなり始めていますが、イスラーム地域研究でも近代以前のイスラーム的共存システムに研究関心が集ま

りつつあります。

ズインミー制度とは

イスラーム社会においてはマイノリティはズインミーと呼ばれています。近代以前のイスラーム社会においては、人々の統合の基準が今日のように民族ではなく、宗教におかれておりました。イスラーム教徒は優越してはいましたが、非イスラーム教徒のユダヤ教徒やキリスト教徒諸派、ゾロアスター教徒や、インドではヒンドゥー教徒達も、保護民として社会の中に組み込まれておりました。ズインミーとは、安全を保障される人々という意味です。ズインミーは人頭税を払う、これをジズヤといいます。ズインミーは、彼らの宗教、法、生活習慣、言語等を保ち、同化を強制されず自治を許されてきました。こうしたシステムはズインミー制度と呼ばれています。

この制度の由来は、ムハンマドがメッカからメディナに移った時、

田村 愛理

メデイナの住民と結んだ憲章に基づくと言われています。ムハンマドが、武力ではなく平和裏に、即ち外交交渉によって征服した地域に関しては、住民の自治と生命、財産の安全を保障したのがその始まりです。第二代目カリフのウマルの時代イスラームがサワード地方(メソポタミア地域)に発展していった時に、サワード地方に多くの異教徒をどのように統治していくかという問題に直面します。その時ウマルが、ムハンマドのメデイナ憲章を慣行例としたとされ、その後次第に、この取り扱いを異教徒の処遇の基礎とするイスラーム法解釈が定着するようになります。ムハンマドのメデイナ憲章とウマルの協定に関しては、九世紀から十世紀にかけて集大成された、ムハンマドおよびその教友達がどのようなことを行ったのかという慣行の伝承(ハディース)に取り入れられ、ズインミーの取り扱いが、イスラーム法として成立していきます。

こういう経緯で出来たズインミーへの取り決めは、ハディースの中で一つにまとまったセクションになっているのではなく、結婚の項や遺産の項とか様々な項目に分れており、これらをまとめた法律書が出るのはかなり後のことです。いずれにしても重要なことは、ズインミー、即ち宗教を異にするマイノリティ集団にたいする取り扱いが、イスラーム法の中でイスラーム共同体の正式なメンバーとして位置付けられているということです。イスラーム法で運営される人類の共同体をウンマと呼びますが、ズインミーがウンマの正式な構成員として位置付けられているということは注目に値します。

異宗教集団がウンマから排除、阻害される、あるいは同化しなければならぬ存在として把握されてはいないということです。イスラ

ーム法の中で社会構成員として規定された存在であるということ、ズインミーの問題について考察するときの基盤として理解しておきたいと思えます。

保護か差別か

では、イスラーム社会においてズインミーは、ウンマの構成員として本当に保護されていたのか、それともやはり差別される存在であったのでしょうか。資料の図①②をご覧下さい。①がオスマン帝国時代のアルメニア教徒で②がユダヤ教徒の絵です。この図は、バート・ヨールという人の『ズインミー (The Dhimmis)』という本から採りました。彼女はエジプトのユダヤ人コミュニティの出身の人で、後にスウェーデンに移住した、ズインミー問題の研究者ですが、差別説を主張しています。その根拠として、ジズヤを支払わなければならなかったことをまず指摘しています。またジズヤを支払う時、カリフ・ウマルが人数確認のため首の周りに羊紙の裂いたのを印として巻かせたというハディースがあります。後世でも時々この習慣が復活することがあったのですが、支払時にこのような一種の辱めを受けたということを差別の一因としてあげています。さらに、やはりこれも時々ですが、スルタンによってはズインミーが着る着物の色を特定したこと等をあげています。例えばファアティマ朝の非常に宗教熱心、というよりかなり狂信的であったスルタン・ハーキムは、ユダヤ教徒は黄色い生地を着物を着なければいけない、それから彼はユダヤ教徒は偶像崇拜だと思っていたようで、首からその印である牛の形をした木彫の首飾りをしなくてはいけない、キ

② イスタンブルのユダヤ人

① アルメニア人建築家

Bat Ye' or *The Dhimmi* Fairleigh dickinson Univ. Press, 1985

リスト教徒は十字架の木製首飾りをしなくてはいけない、また街中でユダヤ教徒及びキリスト教徒は馬に乗ってはいけない、ロバにならいい等の政策をとったとされています。ズインミーは官僚として使ってはいけないとするスルトンもおりました。このような差別は常時あった訳ではないのですが、ヨールが取り上げた諸例のように時々起こったことも確かです。

マーティン・ギルバートの『ユダヤ歴史地図 (Jewish History Atlas)』では、中東地域のユダヤ教徒にたいしてどのような迫害があったのかを図年表でまとめていますので、どこでいつ頃迫害が起こったのかの様子が窺えます。しかし、この図年表を子細に眺めて、またヨールの本にあげられた、差別された証拠史料も検討してみますと、これらにあげられている迫害事件の殆どが十九世紀半ば以降に起こっている、あるいはこの時期以降に急増している、ということが分かります。

さて、ヨールが差別説の典型であるとすれば、保護説の代表としてあげられるのは、マーク・R・コーエンです。彼は、『三日月と十字架の下で (Under Crescent & Cross)』の中で、ズインミーは確かに二級市民ではあったが、全体として社会の構成員としてウンマの中に統合され、イスラーム法の下で保護されていた存在であることに注目しています。同時期中世ヨーロッパのユダヤ人の地位が、国王や領主達の恣意による不安定な法の下にあったことと比較すると、イスラーム圏のユダヤ教徒は法の正当な保護を受ける立場にあった点でずっとましかであったと述べております。しかし私は、ズインミーが本当に保護されていたのか、差別されていたのか、そ

③ イスラム世界の貿易図

の差別の度合いはキリスト教社会とイスラーム教社会とどちらが強かったのか、というようなことを言い争っても生産的な意味はないのではないかと思います。イスラーム社会のマイノリティの実態を理解するためには、もう少し他の観点から眺めてみる必要があるのではないのでしょうか。

商業ネットワーク社会としてのイスラーム世界

イスラーム世界の最大の特徴は、今日の西アフリカ、東アフリカ、中東・地中海沿岸、中央アジア、南アジア、東南アジア、東アジア、即ちユーラシア大陸とアフリカ大陸の半分にあたる、砂漠、ステップ、オアシス、都市、大河流域等多様な生態系で構成される広大な地域が、イスラーム法とそれがもたらす安定した商業システムのもとに交易のネットワークで結ばれていたというところにあります。

アッバース朝の時に形成されたこのシステムは、バリードという駅通制度で陸海の通商路を保全するものでした。水飲み場から隊商宿、市場の各施設のハード面から、為替、両替、信用状等のソフト面など通商に必要な制度が整備され、今日から見ても極めて低い関税で各種の品物が自由活発に取引されていました。イスラーム圏は、まさに自由貿易社会であったと言われる所以です。アッバース朝が分裂していった後も、多少の変遷はありましたが、この制度は基本的に各地域の王朝に受け継がれていきました。カイロを中心としてマムルーク朝がその繁栄の基盤を香料貿易で蓄積したのも有名です。資料③の地図をご覧になると、いかに広大な地域にわたって商業ルートが形成されていたのかが分かります。このようにイスラ

④ 17世紀中東の交易路

ム世界の特徴を捉え、その中でマイノリティ集団がどのような役割を果たしていたのか、またどのような生活をしていたのかということを考えてみるために、これらのルートで活躍していた交易離散共同体について述べていきたいと思っています。

アルメニア交易離散共同体

交易離散共同体というのも耳慣れない言葉だと思っています。これはフィリップ・カーティンの『世界史における異文化間交易 (Cross-cultural Trade in World History)』に出てくる Trade Diaspora という言葉の訳です。どういう意味かと言いますと、政治的に独立した特定領域を伴う国家、というものを持たないで交易に従事している人々の共同体をさしています。この交易離散共同体の例としてアルメニア人とユダヤ人の交易離散共同体を紹介したいと思います。まずアルメニア人の方ですが、資料④のアルメニアの地図を参考にしてください。アルメニアの故地はアナトリア半島の付け根、ちょうど黒海とカスピ海との間にあるヴァン湖の辺の地域です。この土地は複数の通商路の合流点となっています。一つは中国からのシルクロードで、中央アジアを抜けカスピ海の南方に下り、そこから黒海とカスピ海の間のコカサスを上がり、ヨーロッパの方へ入って行くという交易ルート、それからもう一つはインド方面からカスピ海の南方に入り、それからアナトリアの真中を抜けて地中海へ出て行くというルート、その両交易ルートが合わさっている地域がアルメニア高原で、紀元前からの重要な交易ルートです。

こういう地域に位置しているアルメニアは、この故地では過去に

四回だけ国家を建設しました。一回目は紀元前九世紀から六世紀にかけて、この時が一番長く、その後はローマ帝国とササーン朝の狭間で紀元前二世紀に、黒海、カスピ海、地中海に至る王国を建設しましたが、やがて両帝国の領土に分割されてしまいます。アラブの支配下に入った後は小所領に分裂し、セルジューク朝が衰退していく時期にまた短期間独立しましたが、すぐにモンゴルに征服されます。この時、アナトリア半島南東部のキリキアに逃れた一派は、

そこでマムルーク朝に潰されるまで三百年間王国を保ちました。アルメニア高原の方は、オスマン帝国とイランの間で争奪が繰り返された結果、オスマン領に属すことになりました。その後、オスマン帝国解体過程の一九一八年から二十年のたった二年の間、アルメニアは共和国樹立を宣言しました。これが、四回目の独立ですが、この国家は、ソヴィエト勢力に飲み込まれ、現在のアルメニア共和国となって行くわけです。重要な通商路にあったため、過去にアルメニア人が彼らの歴史上の故地に国家を持ったことは、このように断続的に短期間しかありませんでしたが、アルメニア教会とアルメニア語を核に、彼らは集団意識を保持してきたのです。その結果、彼らは世界各地の都市に交易離散共同体として自分たちの居住区を持つようになりました。現在人口が多いのは、アルメニア共和国を除いては、オスマン帝国末期の大虐殺を逃がれて移民した人々の子孫が多い、アメリカでしょうか。カリフォルニアのブドウ産業の開発は有名ですし、また東部のボストンにも大きな居住区があります。もちろんヨーロッパ各地やアジア各地にも居住区があります。

アルメニア人は、図①で建築家の写真を載せましたが、建築家と

しては紀元前から著名で、アーチ建築様式は、アルメニア人の建築技術として有名です。彼らは建築だけではなく、中央アジア經由の絹交易商人として特化していたことでも有名です。十五世紀以降は、イランのサファビー朝のシャーと呼ばれて、首都イスファハンのすぐ郊外にニュー・ジョルファという町を形成しました。シャーの委託を受け、ここから中国、イラン、ヨーロッパを結ぶ絹交易を独占し、流通経済に大きな役割を果たした人達です。

当時の彼らの居住区は、中央アジアはいうに及ばず、インド、チベットにまで至っております。中国にも拠点をいくつか持っております。交易に出るのは若手の商人です。若手の商人たちは、丁度今のビジネス・スクールのようなものがあり、そこで商売についての訓練を海外駐在に行く前に受けました。どのような教育を受けたのかという点、各地の度量衡制度、貨幣、商慣行について学びます。地域は、ユーラシア大陸のほぼ全域をカヴァーしています。ヨーロッパはデンマーク、アムステルダム、中東はアレppo、カイロ等の各都市、中央アジア諸都市、それからフィリピンに至るまでの諸地域について、ビジネスに必要な知識を叩き込まれて、それから商売に出て行くという、システムを持っておりました。

例えば、ホヴァンネスという、大変有力なニュー・ジョルファ出身の商人の例を挙げてみたいと思います。彼がどのように商売をしたのかというと、まず出資者を集め、その出資者と十年位の長期間契約を結び、旅に出ます。成功して帰ってきた暁には、利益の四分の三を出資者に渡して、自分は残りの四分の一を取るという契約です。この期間、商取引に関する全てを記録する、というのも契約の

一部でした。その記録によると、彼は、まずインドに赴き、アグラのアルメニアのコミュニティに落ち着いて、三年間ぐらいはインド洋とアグラの間を行ったり来たりしながら商売をし、またそのアグラで新しくアルメニア商人とのコネクションを作り、共同出資で、チベットのラサまで商売をしに行きます。チベットで十年近く商売して、その後ニュー・ジョルファに帰っていったようです。その間どのように商売をしたのかというと、儲けたお金はその都度ジョルファへ送金します。送金は両替商や、故郷に帰って行く商人に託することもありますが、手数料が非常に低くて、全額の一、二%です。定期的に安全に故郷へ送金できるシステムが既に確立されていたのです。またホヴァンネス自身は、元の顧客の出資を受けて商売をしながら、新たに自分自身の商売を見つけて、様々なチャンスに賭けていきます。安全で確実な商売に出資すると、利子が少なく、一%ぐらいしか還ってこないのですが、危険性が高い商売の場合には、成功報酬率が二十五%以上になるので、この利率の差を利用して、一種の銀行業を行いながらお金を儲けていったことが、記録に残っております。ホヴァンネスが付き合っていた商人は、始めはどの地へ行っても出来るかぎりその地のアルメニア商人のネットワークを利用して商売をしていたようですが、場合によってはアルメニア商人に限らず共同で商売をしていました。ホヴァンネスも、ラサでイスラム教徒やヒンズー教徒の商人とも商売をしていた様子が記録に残されており、

アルメニア商人はかなり幅広く活動していて、先程申し上げた様にサファビー朝の絹の国家貿易を一手に担っておりまして、サフ

アビー朝と抗争していたオスマン朝のスルタンとも良好な関係を十九世紀末までは保っていました。しかし、十九世紀末のオスマン帝国解体時前後に、ロシアとアルメニアとの連携を恐れた帝国は、アルメニア人の強制移住を行い、この過程で百万人以上のアルメニア人が虐殺されたと言われております。今でもエルサレムのアルメニア人居住区に行きますと、これを記念する博物館が残っております。壁一面に死体の山や、その虐殺に責任があるとされるオスマン将校の写真が並んでいます。

アルメニア商人はヨーロッパにおいてはどのような活動をしてきたかという点、これはヨーロッパの受け入れ国側の政治経済状況によって居心地が良かったり悪かったりしていたようです。十七世紀のフランスは居心地が悪く、商売がしにくい、アムステルダムは商売がしやすい、といった記録が残っております。以上がアルメニア商人の活動様態ですが、次にユダヤ教徒の交易離散共同体がどのようなものであったかという事をお話したいと思います。

ユダヤ教徒交易離散共同体

ユダヤ教徒の交易離散共同体は、アッバース朝の頃には、バビロンとカイロを中心に、中国からヨーロッパに行く貿易のかなりの部分に侵入してきております。この貿易を担う人々の事をユダヤ教徒の中でも特別に「ラダニア」と呼びます。元々はペルシア語で「道を知っている者」という意味から派生した言葉です。アッバース朝が解体してしまっ後は、中国からヨーロッパまでの全域を結んだ活動はされなくなり、地域が限定されていきますが、十世紀か

ら十四世紀ぐらまでのユダヤ教徒の貿易のあり方に関しては、幸いなことにカイロのユダヤ教徒の礼拝所であるシナゴグで十九世紀後半にゲニザ文書が見つかり、詳細な記録が残っておりです。

我々もそういう感覚があると思うのですが、ユダヤ教徒は文字表現には書き手の自己が表現されているので、手紙や書類をやたらに破ったり捨てたりしてはいけないと考えたようです。そこで、書いたものをとっておいて、その人が亡くなった後はシナゴグの一室に納めておき、暫く時間が経った後に墓に埋めるという風習があります。ゲニザとは、これらの書類が納められている棺を意味します。

十九世紀後半にカイロのシナゴグの改築工事を行った時に大量のゲニザ文書が発見されました。今その大部分がケンブリッジ大学と幾つかのアメリカの大学に所蔵されており、S. D. ゴイタインが五巻にわたる『地中海世界 (A Mediterranean Society)』でこれを詳細に研究して、その結果私達は非常に詳しく十世紀から十四世紀ぐらまでのユダヤ教徒の交易活動について知ることが出来る訳です。この中でも特に注目すべき人物として、ヤッコブ・イブン・キリスをあげておきたいと思えます。

この人物は、九三〇年にバクダードに生まれ、そこで父親に商業を仕込まれ、成人してからパレスチナに赴き、パレスチナのユダヤ教徒商人の代表になります。そこでしばらく活動したのですが、商人仲間のお金の管理に失敗したのか、使い込みをしたのかよく分かりませんが、パレスチナを逃れる必要があって、エジプトへ行きま

す。エジプトでイフシード朝の官僚として雇われ、ここからチュニ

ジアのファアティマ朝に赴きます。その後ファアティマ朝がカイロを征服した時に一緒にカイロへ戻り、ファアティマ朝の大臣として生涯を終わりました。後にムスリムに改宗しましたが、彼のカイロの邸宅は、週に一度ムスリムであろうとユダヤ教徒であろうと、またキリスト教徒であろうと、様々な知識人が呼ばれて、一種サロンのような盛況を呈していた、と言われています。このキリスの他にも幾つかのユダヤ人商人の名家があり、かなり広範に貿易活動をしていたことが分かっています。その範囲も地中海を越えて、イベリア半島にまでわたっています。

商売の仕方ですが、ユダヤ教徒仲間だけで商売しているかと言うとそうではありません。イスラームの商慣行に様々なものがあります。例えば、パートナー同士で半額ずつ出資するという際には、ユダヤ教徒と共にイスラーム教徒もパートナーになっております。あるいは、先述のアルメニア人ホヴァンネスのように、出資者を募り、自分はエージェントになって行商する、という商行為形態もあるのですが、これも出資者がユダヤ教徒の場合も、イスラーム教徒の場合もあります。ユダヤ教徒、イスラーム教徒、あるいはキリスト教徒間の商売上の行き来が頻繁にあったことが、このゲニザ文書から分かっております。

このように見えますと、ズインミーは、一定の場所に囲い込まれて不自由な生活をしていた可哀想なマイノリティ集団だというイメージから少しは逃れることができるのではないのでしょうか。むしろ、非常にダイナミックにイスラーム圏の中で商人としても、時には官僚としても活躍していた様相が窺えると思えます。

ジェルバ島のユダヤ教徒共同体

過去のユダヤ人だけでなく、現代のイスラーム世界のユダヤ人コミュニティの事にも触れてみたいと思います。チュニジアのリビアとの国境近いガベス湾に浮かぶジェルバ島という島があります。この島は、オデッセウスが流れ着いたロークス島であると古来言われております。その特徴は、起伏がほとんどなく、河川湖沼もなく水資源が限られているにも関わらず、アフリカ熱帯性気候と地中海性気候が丁度重なる複雑な気候のために、豊かな生態系が狭い地に展開されていることです。常に半分位が出稼ぎに出ている、人口四万人位の小島です。島の北側がヤシ畑、右側のミドゥーンという町の辺りは麦栽培が盛んです。島の本土寄りには、オリーブ栽培地域で、真ん中は果樹栽培地域です。小さい島ですが、様々な作物が採れ、しかも特定の産物が採れる地域が限られているのです。また、それぞれの地域の住民も、村が数キロ離れていると民族衣装が異なるほどの独自性を維持しています。

この島の中心都市はホンム・スークで、ここに世界でも最古と言われているユダヤ人コミュニティがあります。このコミュニティは、新バビロニアのネブカドネザルに追われて、パレスチナからディアスポラに出たユダヤ人が海外で最初に築いたコミュニティであるということです。ですから、世界で一番古いユダヤ教の律法の書（トーラー）をこのシナゴークは持っている、とされています。コミュニティの人口は、今は八百人程で皆ユダヤ人居住区に住んでいます。その意味では、従来ヨーロッパで行われていたように、限られ

た空間に住んでいます。彼らの中で農民は一人もいません。銀細工の職人と、それから商人に職業が特化しています。

このコミュニティで年に一度、最古のトーラーを披露するお祭りがあるのですが、一九九四年それを見に行きました。彼らの多くが観光客相手の銀細工店をやっていますので外国人には、表面的には開放的です。特に電化製品をはじめとする日本の物品は有名で大いに関心を示してくれます。しかし一方で、外国人にたいして大変な警戒心を持っていて、プライベートな領域には踏み込めません。宗教上の理由から異教徒と共食することまずありません。しかし興味深いことに、コミュニティの指導的立場にある主席ラビ（律法学者）にインタヴューしてみると、彼の子供達四人は全員パリで教育を受け、商売しているのです。世界で最も古いユダヤ人コミュニティの主席ラビという大変保守的な地位にありながら、パリにスーパーマーケットを持っている。そういうことを矛盾なくしているわけです。国際的に活躍しているのみならず、この島のユダヤ人商人達は、様々な品物を仲介する役割を市場で担っていてもいます。島の物産を取引する定期市は島内の町を順に巡っていく訳ですが、そこには、ムスリムの商人達も、ユダヤ人商人達も出入りして商売をしているのです。

このような状況を観察してみると、従来言われていたように、イスラーム圏のマイノリティの人々は、限られた居住区に住まわされ生業的にも分業化された個々に孤立したモザイクの一片である。そのため、マジョリテイとの接触が少なく、紛争も少なかったのだと言つ、イスラーム世界モザイク説はどうも実態とは異なるのではな

いかという気が私はしております。

むしろ、ジェルバ島のユダヤ人コミュニティのようなマイノリティ・グループが長い間に同化せず、自分達の特徴をずっと維持してきたということは、孤立の結果ではなく、逆に自分たち以外のグループと不断に接触できることが前提になって始めて可能になることではないか、と思います。孤立したままで、定点に留まっている限り、集団は消滅する可能性が高いのです。特に、生態系が分割し、環境が制限されているので、他集団と接触し生産物を交換しなければ、ユダヤ人コミュニティに限らず島内のどんな集団も生存できないという、ジェルバ島の状況を考えてみますと、文化人類学者のレヴィ・ストロースが述べた、「差異は孤立の結果ではなく、諸関係の結果である。」という言葉が良く理解できます。その意味で、ジェルバ島は、イスラーム世界のミクロ・コスモスであると言うことが出来ると思います。

では前に指摘しましたが、マイノリティとマジオリティの諸集団が、交流を前提としてつづ各自の独自性を保持してきたイスラーム世界の状況が、十九世紀半ばからなせ迫害が増し、紛争が多発するようになったのかという問題を次に考える必要があるかと思えます。

国民国家とマイノリティ

十九世紀後半のオスマン帝国下でアルメニア人が百万人以上も虐殺された話を前にしましたが、この時期は丁度、オスマン帝国がヨーロッパの圧力を受け、移動を制限しない広域帝国体制から、領域を限定した国民国家体制へと変質していく時でした。アルメニア

人迫害も、またユダヤ人迫害もまさにこの時期に重複して起きているのは明らかです。

国民国家の生みの親であるヨーロッパにおいてはどうだったのでしょうか。ヨーロッパの代表的マイノリティであるユダヤ人への迫害が激化するのには、十二、三世紀の商業経済の発達が見られるようになって以降で、中でも領邦国家、特定の領域をもつ国家に主権があるというふうに決められた十七世紀後半のウェストファリア体制以降のことである、とヨーロッパのユダヤ教徒コミュニティの研究者は言うております。なぜかと言いますと、長い宗教戦争の結果、主権が神ではなく国家に属することになると、特定の領域をもった国家というのはその領域内の住民を国民として統合しなければならなくなる。この統合を阻害しうる要因として、文化的に異なる集団が政治問題として浮上してくるようになります。さらに十八世紀になって、今度は領域国家の主権者として国民が国家の中心であると考えられるようになって来ると、「我々」とは違う文化の人々が、同じ国民足りうるのかということが大いに議論されるようになります。例えば、フランス革命時の憲法制定国民議会において、ユダヤ人が同じ国民足りうるのかということが真剣に議論され、その結果、独自の国民としてユダヤ教徒にはどのような権利も認めないが、個人としてのユダヤ教徒は他の市民と同等の権利を認めるといふ、基本的な人権が当てはめられるようになります。このフランスの宣言は、前提としてまず同化があり、マイノリティには基本的人権は与えられるが、民族としての自治は認めないということです。マイノリティは次第に同化していき、やがて消滅するだろうという考え方があ

つたようです。多数決というものを原則とする議会制民主主義制度は、同質の市民社会の上になり立っていることが前提ですから、同質でない人々を阻害、排除する、あるいは同化させてしまうという傾向がどうしても強くなります。

ヨーロッパで起こった事態は、結局は一世紀以上遅れてイスラーム世界の事態となり、先ほど申しましたように広域帝国体制から領域国家へとオスマン帝国が変質、変容していく、その過程でナショナリズムがオスマン帝国支配下の各地で形成されていきます。統合の基準を宗教においていたオスマン帝国で民族が希求されるようになる、言語や宗教が違ふ人々を排除の対象とすることが顕著に起こるようになったのです。第一次、第二次世界大戦を経て、一定の領域と結びついた民族による国民国家体制が中東地域においても実現され、今日の中東諸国家体制に落ち着いている訳です。

開発経済政策とイスラーム原理主義運動

今日の中東諸国家は、熱心に開発経済政策を進めております。冷戦解体後、ロシアは勿論アメリカからもお金も引き出せない状況の中で、各国の現政権は何にもまして国家の経済的自立を果たさなければなりません。開発はそのために必要不可欠な経済政策であります。しかし同時にこの政策が進めば進むほど、現状では国民の間での貧富の差が拡大していき、さらに大規模開発のために元来非常に脆弱な乾燥地帯であるこの地域の環境が急速に悪化し、特に水資源の不足化が深刻になってきております。私が調査したジェルバ島においても観光開発が盛んに進められています。ジェルバ島はとて

美しい島で、白い砂と、青い地中海と緑の島、気候も良く、食べ物も美味しい、皆さんにも是非行って下さいと言いたいのですが、実は急激な観光開発によって従来限られていた地下水がさらに枯渇する危機に見舞われています。また、都市と農村との経済格差が拡大してきますから、都市に莫大な人口が流入している問題も中東各地で深刻化しています。

このような状況下で、今まさに活発化している運動がイスラーム原理主義運動という政治運動です。国民の間における富の偏在を、社会改革をもたらす社会正義により是正しようというのがイスラーム原理主義運動で、この運動の主な担い手は、大学の学生と専門職の若者です。教育のない貧しい人々ではなく、大学へ入って現実を何とか改革しなければならないと思った若いエリート階層がこの運動の担い手なのです。彼らは富の分配によるより平等な社会の実現ということを呼びかけているわけですが、この「呼びかけ」のことをアラビア語で「ダーワ」と言います。この運動は中東諸国では「呼びかけ」ているのかというと、イスラームの社会正義の実現を人々に呼びかけることにより、国民意識を高め、結局最終目標としては均質化、同質化した、それぞれの国を担っていくのにふさわしい国民を醸成しようという運動であると、私は捉えています。決して過激な宗教運動ではなく、現国家における国民の同質化を目指す、ナショナリズムの一形態であると考えられます。

個人の信条とか、私的所有、移動の自由、職業選択の自由、そのような基本的人権を次第に拡大し、これを享受できる市民層が拡大

されて行くという形で近代国民国家が形成されてきました。しかし、近代国家の最大の弱点は、基本的人權の保障が領域国家内においてのみであるということです。国家を持たない、あるいは領域内において自分たちと文化が違う人々に対して近代国家というシステムは非常に冷淡である、と言えるのではないかと思います。国民とされた人々の人權は確かに少しずつ拡大して来ましたが、領域内におけるマイノリティ諸集団の自治は少なくとも奨励されて来ませんでした。領域が減ることになるわけですから。また、市民権を持たない人々の人權を保障するという制度がないわけです。異文化集団は、最終的にその国家の市民の枠内に基本的に同化されるか、あるいは排除されるかの対象であり続けているのが、現状でないかと思いません。

ボスニア・ヘルツェゴビナやパレスチナ等、各地で起きている民族問題の本質は国民国家体制が多様な人間集団の存在の仕方を見捨ててきた、その結果のついでではないかと思えます。もし国家への同化を拒み、自分たちマイノリティの独自の存在を訴えようとする、どうしても現在の国家体制への闘争という形を探らざるを得ない。その結果紛争が起きるといのが実態であるわけです。

最後に、国民国家がマイノリティの問題をその制度上解決できないとしたら、イスラーム原理主義者が言うように、イスラーム法が施行されれば、アルメニア人や、ユダヤ人等のかつての交易離散共同体やマイノリティ集団が差別なく公平に参加できるユートピア社会が戻るのかというと、やはりこれは無理ではないかと思えます。まず、イスラーム法が本当に完全に理想的に施行されていたウンマ

(共同体) は歴史上殆ど実在しなかったからです。イスラーム原理主義者もムハンマドと正統カリフ時代を除いてはなかったと認めており、だからこそこの時代の原理に戻ろうと言うのです。イスラーム原理主義者は常に理想の時に戻ろうと運動をしているのですが、歴史上の諸王朝において、イスラーム法はあくまで理念であって、現実には時の政權や状況に妥協的な対応がされてきたというのが實際です。しかし、普遍的理念としてのイスラーム法の存在があったからこそ、時々差別されることもあったにせよ、近代国家システムの中で起きているようなジェノサイド(民族抹殺)にまで至る迫害は一定の歯止めをかけられていたのだと、少なくとも近代以前において言えるでしょう。しかし、イスラーム原理主義者が主張しているように憲法をイスラーム法にしてイスラーム法を唯一の法の源泉にすれば差別はなくなるといのは幻想に過ぎないでしょうし、第一、現在中東にいるマイノリティ集団の人々が自分達が二級市民にされてしまう可能性のあるイスラーム法の復活には賛成していません。

新しいバランスは何か？

では近代国家システムにも、イスラーム法に則った制度にもマイノリティ問題の解決がみられないとするならば、今後私達は多様な人間社会集団のあり方をどのように解決していっていいのだろうか、ということが相変わらず大きな問題として残ります。私は、最終的には二十一世紀にかけて、集団と集団の間のバランスをとっていく国民国家に替わる新しいバランスが必要になるのではないかと

と思っています。それが今盛んに出てきているような地域統合の形になるのか、あるいは国際連合が生き残るのかどうかは別として、何らかの国際的な組織になるのかどうかは分かりませんが。

その意味ではイスラームのズインシー制度は、迫害した時期もあったのですが、社会内部での異集団同士の全面衝突を起こさせない、バランスの役割を果たしていたのではないのでしょうか。イスラーム法で諸宗教マイノリティの自治は保障されているので、権力は多くの場合マイノリティ集団内部には干渉しません。干渉する時は、例えばユダヤ教徒コミュニティ内部での争いがユダヤ教徒の法で解決できなかった時で、イスラーム法廷に上訴するという形をとります。これにたいして、イスラーム法に則って解決策が提示されます。押しつけではなく提示される。そしてまたユダヤ教徒の内部で、それを受け入れるか、受け入れないかという議論がされるのです。その意味では、ある時期イスラームが持っていたシステムは、異集団間のバランスとしての役割を果たしていたと言えるでしょう。しかしそれは、イスラーム教徒以外の人たちのマイノリティ集団としての自治は認めるが、あくまでイスラーム教徒が優越するというカッコ付きの自治でありました。私たちは今後、イスラームのシステムが生み出した集団的自治権も、また近代国民国家がもたらした基本的人権も両立出来る新しい共存のシステムを、この地球環境の中で生み出すことが出来るのでしょうか。

参考図書

- 鈴木董『イスラームの家からバベルの塔へ』リプロポーター、1993。
 家島彦一『イスラーム世界の成立と国際商業』岩波書店、1993。
 Mark R. Cohen, *Under Crescent & Cross: The Jews in the Middle Ages*, Princeton Univ. Press, 1994.
 Philip D. Curtin, *Cross-Cultural Trade in World History*, Cambridge Univ. Press, 1984.
 Martin Gilbert, *Jewish History Atlas*, Weidenfeld and Nicolson, 1976.
 S. D. Goitein, *A Mediterranean Society: The Jewish Community of the Arab World as Portrayed in the Documents of the Cairo Geniza*, 5 vols, Univ. of California Press, 1967-88.
 Bat Ye'or, *The Dhimmis: Jews and Christians under Islam*, Fairleigh Dickinson Univ. Press, 1985